

## 資料 1-2

国際的動向を踏まえたオープン  
サイエンスの推進に関する検討会  
(第5回)  
平成30年6月20日(水)

### 1 国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン (仮称) (案)

#### 1 本ガイドラインの位置付け

科学技術の発展を受けた現在において、知識、情報のデジタル化やデータベース化にも関わらず、その蓄積された知識、情報が分野間で共有されず、横断的連携も十分とは言い難い状況にある。昨今の情報通信技術(ICT)の急速な進展は、膨大な知識、情報としてのデータを有機的に組み合わせて新たな価値を創造することを可能にし、科学技術を含む人の社会活動のあり方に世界規模のパラダイムシフトをもたらそうとしている。今後目指すべき未来社会の姿として我が国の研究力の向上やが提唱している‘Society 5.0’では、データと現実の世界を高度に融合させ、イノベーションの創出のや新しい企業活動だけでなく、地球規模の人類の課題、社会的課題の解決への大きな取り組みが期待される。

このような社会を実現するためには、多様な知(情報、データ等)の獲得やその融合等が極めて重要な知的資源である意味を持つ。中でも、公的資金の支援によるより得られた研究成果(論文、データ等)をは、適切に保存・管理し、研究者による活用に加えて、我が国の社会への還元や新規産業の育成を含む産業利用等を意識しながら・利活用され、科学技術のみならず社会に新しい価値を創造し、ひいては地球規模の課題解決に向けた活動につなげることが求められる。そのため、研究データの利活用を促進することが求められている取組は、そのもたらす利益が国・企業・学界に留まらない活動として、科学技術に拠って立つ我が国が、G7等の国際動向を踏まえ、責任をもって、かつ、率先して取り組むべき課題と位置付けられる。

このような状況の中、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展等研究データの管理・利活用についての組織としての方針(データポリシー)の策定は、以上の期待と課題に応えつつ、論文を主体としてきた研究活動に、その基となる知識・情報(データ)の共有による新しい価値を与え、研究自体のあり方に変革を促すものである。

本ガイドラインは、公益に資するために研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする国立研究開発法人(以下「国研」という。)においては、国研における公的資金による研究の成果が広く活用されることにより、科学技術の水準の向上や我が国の産業振興等に貢献するとともに、国研の研究成果や研究成果を利活用に供する取組が研究者や社会に広く認知されるよう、研究データの管理及び利活用についての方針を定めることが求められている。

1 ~~本ガイドラインは、国研におけるにおいて、~~データポリシー策定の参考となる  
2 よう、~~公的資金による研究から創出された~~研究データの管理と利活用について  
3 のポイント、ならびにデータポリシーで定めるべき項目及び基本的な記述内容  
4 を示すものである。国研においては、それぞれの法人におけるビジョンやミッシ  
5 ョン、オープン・アンド・クローズについての考え方等を踏まえ、本ガイドライ  
6 ンが示す各項目の要否や追加項目の必要性を検討した上で、適切にポリシーが  
7 策定されることが望まれる。

## 8 9 10 2 研究データ管理・利活用ポリシーデータポリシー策定におけるのポイント 11 及び並行して取り組む事項

### 12 (1) ポリシー策定の目的

- 13 ・ ポリシーの策定は、国研が公的資金を活用して実施した研究における成果  
14 ~~（のうちの研究データ）~~を適切に保存・管理し、また、広く利活用を促進す  
15 ることで、科学技術の発展はもとより、産業、さらには文化の振興を目指し  
16 て取り組むものである。
- 17 ・ この取組は、研究データの作成者やそれを管理・公開等行う研究機関が、  
18 広く社会において認知され、評価される手段を与えると共に、研究活動を支  
19 援するものである。

### 20 (2) ポリシー策定の主体

- 21 ・ ポリシーの策定は、研究データの管理負担、利活用の便宜を考慮して最も  
22 適切な組織（特定の部門・センター、法人全体等。「以下「機関」という。）  
23 で行う。

### 24 (3) 管理対象とするデータが具備すべき要件

- 25 ~~国研・~~ 研究活動に対する影響を考慮しつつ、機関として管理の対象とす  
26 る研究データの定義や範囲、それらの保存先(リポジトリ等)を明示定める。  
27 その際、個人情報保護や情報セキュリティ等、研究データの管理に当たり関  
28 連する法令の規定に留意する。
- 29 ・ 研究データの利活用や相互運用性を前提に、機械可読(Machine Readable)  
30 性<sup>\*4</sup>を確保するとともに、公開、共有するものに関しては、国際的なデータ  
31 管理原則である「FAIR原則<sup>\*21</sup>」に可能な限り沿うものとする。
- 32 ・ なお、相互運用性は、国が開発中の分野間データ関係基盤や科学技術イノ  
33 ベーション政策の効果等を分析するシステムとの連携など、社会、行政等広  
34 範な領域で研究データを利活用する観点からも重要な視点である。

1 -(3(4) データ利活用のための要件

- 2     • ポリシー策定にあたっては、研究分野の特性や国研機関のミッションを踏  
3     まえた研究データの利活用に関する考え方に基づき、公開とすべきもの、非  
4     公開とすべきもの、また制限事項を設けるか否かなどを明示する。  
5     • 研究データとその作成者、および国研機関に関する機関情報等に対するメ  
6     タデータの作成、ならびに国際的に通用する識別子の付与を行うことにより、  
7     研究データの利活用における相互運用性、さらには、研究データの作成者等  
8     の貢献の明確化、利活用に関する分析・評価の実行性を担保する。

9 (4) その他

10 • ~~国研~~ (5) ポリシー策定とともに取り組むべき事項

- 11     • 機関においては、研究データ管理のための作業やその達成度の評価など、  
12     過度に研究活動への影響を与えない取組を講じるよう努める。  
13     • 機関においては、ポリシー策定に合わせて、研究データの作成、保存、利  
14     活用に関わる研究者及び運用従事者のリテラシーの向上や、管理・利活用に  
15     関する業務評価、人材の育成や創出、能力開発に努める。

16 • ~~国研~~ (6) その他

- 17     • 機関においては、ポリシー策定後も、科学技術の進展や社会の動向、機関  
18     における取組の進展等に合せ、適宜ポリシー改訂の必要性を検討する。

19  
20 3 ~~ポリシー~~データポリシーで定めるべき項目

21     以下に、ポリシーで定めるべき具体的な項目例と各項目の基本的な記述内容  
22     を示す。

23 (1) 国研機関におけるポリシー策定の目的について

- 24     • 国研機関のビジョン、ミッション等を踏まえ、ポリシーを策定した背景と  
25     研究データ利活用の目的について記述する。

26 (2) 管理する研究データの定義、制限事項について

- 27     • 国研機関のミッションに従い、ポリシーが対象とする「研究データ」の定  
28     義・範囲を明確にし、利活用が想定されるデータ、将来的に利用の可能性が  
29     考えられるデータなど、研究データの種別・内容等について記述する。  
30     • 研究データの利活用に関する国研機関の方針や基本的な考え方を踏まえ、  
31     また、第5期科学技術基本計画が示すオープンサイエンスの推進に係る方  
32     針<sup>\*32</sup>にも留意して、非公開、共有等の対象となる研究データや公開・共有

1           における制限事項について記述する。

2   (3) 研究データの保存・管理・運用・セキュリティについて

- 3       ・ 研究データの特性に応じたデータの保管、運用方針と国研としての取組に  
4       ついて記述する。

5           (記述上の留意点)

- 6       ・ 国研内機関内で実施される研究活動において順守すべき研究データ  
7       の保存・管理・運用・セキュリティに関する対応についての方針、およ  
8       びこれらを実施するための体制、ならびにワークフローについて記述す  
9       る。その際、研究データの特性、運用のフォローアップ、その他のポリ  
10      シーとの整合性に留意する。  
11      ・ 研究データを登載するリポジトリ等について記述する。なお、特定の  
12      リポジトリ等名のほか、リポジトリ等が備えるべき条件について記述す  
13      ることが望ましい。  
14      ・ 研究プロジェクト終了後における研究データの保存・管理等の継続性  
15      にも考慮することが望ましい。

16   (4) 研究データに対するメタデータ、識別子の付与、フォーマットについて

- 17      ・ 研究データに対するメタデータおよび識別子付与についての方針を記述  
18      する。また、研究データの特性に応じた標準的なフォーマットが存在する場  
19      合は、それも併せて記述する。

20   (5) 研究データの帰属、知的財産の取り扱いについて

- 21      ・ 研究データの帰属および知的財産の取り扱いについて、国研の関係規程を  
22      踏まえた上で、研究データの利活用の方針に応じて記述する <sup>※3</sup>。この記述  
23      は、保管に際して遵守すべきルールとして規定するとともに、同ルールと研  
24      究データ利活用のルールと整合を取る。  
25      ~~・ 研究データに対する不正競争防止法上の不正競争行為<sup>※4</sup>について、その~~  
26      ~~方針を国研の研究データの利活用の方針に応じて記述する。~~  
27      ~~・ 前2項の記述は、保管に際して遵守すべきルールとして規定するととも~~  
28      ~~に、同ルールと研究データ利活用のルールと整合するものとする。~~  
29      ・ 研究データに係る作成者、管理者等の免責事項について記述する。

30   (6) 研究データの公開、非公開および猶予期間ならびに引用について

- 31      ・ 研究データの公開について、国研機関の研究データの利活用の方針に応じ  
32      てデータ公開までの猶予期間を適切に設定し、それに基づく公開時期につい  
33      て記述する。

|

- 1       • 公開データの利用に際しては、利用者に対して適切な引用を求める。その
- 2       際、識別子を用いた引用情報の記載ルールを設けるなど、他のユーザーが引
- 3       用元のデータを参照できるよう配慮する。

4

以上

5

1 ~~※1 コンピュータプログラムがデータを読み込むこと。なお、対象となる研~~  
2 ~~究データとしては、物理的対象物（研究室の試料、バクテリアの菌株、実験動~~  
3 ~~物など）など機械可読に馴染まないものを除く。~~

4  
5 ~~※2※1~~ FAIR は、「Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスでき  
6 る）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）」の略で、  
7 データ公開の適切な実施方法を表現しており、データ共有の原則として国際的  
8 に広まったもの

9 参考：「データ共有の基準としての FAIR 原則」（2018 年 4 月 19 日、NBDC  
10 研究開発チーム） DOI:10.18908/a.2018041901

11  
12 ~~※32~~ 第 5 期科学技術基本計画 第 4 章 科学技術イノベーションの基盤的な  
13 力の強化

14 (2) 知の基盤の強化 ③ オープンサイエンスの推進（抜粋）

国は、資金配分機関、大学等の研究機関、研究者等の関係者と連携し、オー  
プンサイエンスの推進体制を構築する。公的資金による研究成果については、  
その利活用を可能な限り拡大することを、我が国のオープンサイエンス推進  
の基本姿勢とする。その他の研究成果としての研究二次データについても、分  
野により研究データの保存と共有方法が異なることを念頭に置いた上で可能  
な範囲で公開する。

ただし、研究成果のうち、国家安全保障等に係るデータ、商業目的で収集さ  
れたデータなどは公開適用対象外とする。また、データへのアクセスやデー  
タの利用には、個人のプライバシー保護、財産的価値のある成果物の保護の観点  
から制限事項を設ける

15  
16 ~~※4—3~~ 平成 30 年 5 月 23 日に成立した不正競争防止法改正法においては、相  
17 手方を限定して業として提供するデータ（ID/パスワード等の電磁的方法に  
18 より管理されているものに限る。）の不正な取得、使用及び開示を不正競争  
19 行為に位置づけ位置付け、これに対する差止請求権等の民事上の措置を設け  
20 るが設けられた。なお、このようなデータの保護措置は他国ではまだ導入さ  
21 れておらず、我が国の不正競争防止法改正法案が今国会で成立した。が適用  
22 にならない局面では、権利保護の対象とはならないことに留意が必要であ  
23 る。